

令和5年度名古屋市教育委員会第44号議案

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

観覧料等の減免の対象者として、指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、次に掲げる教育委員会規則について、規定の整備を行います。

- (1) 名古屋市博物館条例施行規則
- (2) 名古屋市美術館条例施行規則
- (3) 名古屋市科学館条例施行規則
- (4) 名古屋市図書館館則
- (5) 名古屋市生涯学習センター条例施行規則
- (6) 名古屋市女性会館条例施行規則
- (7) 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和6年3月22日提出 総務部総務課)



名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則

(名古屋市博物館条例施行規則の一部改正)

第1条 名古屋市博物館条例施行規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(観覧料の減免) 第8条 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証	(観覧料の減免) 第8条 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳、 <u>受給者証等</u> のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。 <u>以下「難病法」という。</u>)第7条第4項に規定

	する医療受給者証 <u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定 難病要支援者証明事業により発行され る登録者証</u>
<u>(7)～(9)</u> (略)	<u>(8)～(10)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

(名古屋市美術館条例施行規則の一部改正)

第2条 名古屋市美術館条例施行規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(観覧料の減免) 第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証	(観覧料の減免) 第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳、 <u>受給者証等</u> のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。 <u>以下「難病法」という。</u>)第7条第4項に規定する医療受給者証 <u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定 難病要支援者証明事業により発行され る登録者証</u>
<u>(7)～(9)</u> (略)	<u>(8)～(10)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

(名古屋市科学館条例施行規則の一部改正)

第3条 名古屋市科学館条例施行規則(昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
-----	-----

<p>(観覧料の減免)</p> <p>第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>のいずれかの交付を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第4条 名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額 ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p>	<p>第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額 ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ 難病法第28条第2項に規定する指</u></p>

<u>キ～ケ</u> (略) (2) (略)	<u>定難病要支援者証明事業により発行 される登録者証</u> <u>ク～コ</u> (略) (2) (略)
---------------------------	--

(名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第5条 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ～ケ</u> (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>ク～コ</u> (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(名古屋市女性会館条例施行規則の一部改正)

第6条 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第

13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第6条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる手帳<u>又は</u>受給者証(以下「手帳等」という。)のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ～ケ</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第6条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>(以下「手帳等」という。)のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>)第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>ク～コ</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部改正)

第7条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則(平成30年名古屋市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳<u>又は</u>受給者証のいずれかの交付</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>のいずれかの交付</p>

<p>を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。